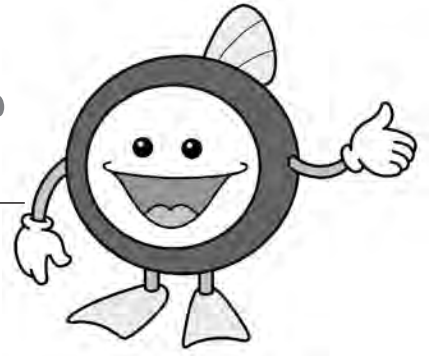


暮らしと水環境の向上を目指して トイレを水洗化しましょう！



根室市では、市民生活の社会活動を支える都市基盤として、重要なライフラインの一つの公共下水道事業を実施しています。

公共下水道普及率は、平成24年度末で行政人口の74.6%、21,492人の市民の皆さんが水洗トイレや雑排水（台所・お風呂など）を利用できる環境（処理区域）となっています。

公共下水道は、整備された後に各家庭で水洗化工事を行って接続することにより初めて機能します。例えば、汚れた水は、側溝や水路などに流れなくなり、悪臭や蚊、ハエなどの発生する原因を抑制し、私たちの身近な生活環境を改善し街も清潔にします。

この汚れた水は、各家庭での排水設備から下水道管をとって根室下水終末処理場に集められてから、きれいにして川や海に戻し、貴重な水資源の循環において重要な役割を果たしています。

根室市では、公共下水道の利用できる区域（処理区域）の告示後、6カ月以内に雑排水（台所やお風呂など）を公共下水道に接続すること、また、3年以内に水洗トイレの改造を義務付けています。まだ水洗化されていない皆さんのご協力をお願いします。

水洗化工事の手続きおよび流れについて

- 1 水洗化の工事を排水設備指定工事店に依頼する。
- 2 排水設備指定工事店の人と現地を確認し打合せをする。
- 3 図面、見積り内容を確認する。
- 4 市へ工事の申請（排水設備等確認申請書）する。
この申請は排水設備指定工事店が代行できます。
また、水洗便所改造資金融資あっせん制度の申し込みをする場合、この時に申し込みます。
- 5 台所、風呂、トイレなどから公共污水桝までの排水管布設、便器や給水管などの工事を実施する。
- 6 市で工事の施工状況を検査し、市へ公共下水道使用開始届を出し利用を始める。

水洗便所改造資金融資あっせん制度を

清潔で快適な生活を送るため、市では水洗便所改造資金融資あっせんを行っています。貸付利息は現在1.80%ですが、処理区域公示後3年以内に工事をされる方には、利息の全額、3年を経過した方には利息の2分の1を市が負担します。

あっせん限度額は、便器1基につき50万円、雑排水（台所やお風呂など）10万円、償還回数は最高で60回以内（5年）で、元利均等月賦償還となります。

トイレが詰ったとき

大抵の詰りは、市販の「ラバーカップ」で直せますので備えて置きましょう。それでも直らないときは、工事を行った下水道排水設備指定工事店、または、下水道普及担当までご連絡ください。

流入事故発生時は応急措置および届け出を

特定事業場において、人の健康に係る被害や生活環境に係る被害を生じる恐れのある物質、または、油として政令で定めるものを下水道に流入する事故が発生した場合、応急措置と事故状況および措置の概要を下水道管理者に届け出ることが義務付けられています。速やかに、下水道普及担当まで報告してください。

上下水道使用料の減免

世帯の収入が生活保護法に基づく最低生活費認定額を超えない低所得者世帯に、上下水道使用料の減免を行っています。随時申請を受け付けていますので、料金担当までお問い合わせしてください。

下水道の正しい利用を

工場・飲食店では・・・

●油類を除去する器具（グリーストラップやオイルトラップ）を設置し、定期的に清掃や油などを回収して、下水道管に流れないようにしてください。

宅内では・・・

●台所：油や生ごみを流さないでください。

●トイレ：トイレトーパー以外のもの（ティッシュペーパーや紙おむつ、生理用品、たばこ、ビニールなど）を流さないでください。

●風呂・洗面所など：髪の毛や石けんなどの固形物を流さないでください。（洗剤は注意事項をよく読んで使用してください。）

■問合せ先 根室市役所 TEL (23)6111番

上下水道施設課下水道普及担当 内線 2004

上下水道課料金担当 内線 2007